

被扶養者認定に係る取扱基準

福井県市町村職員共済組合

(目的)

第1条 被扶養者の認定に関しては、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第2条第1項第2号、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第3条、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）及び地方公務員等共済組合法運用方針（昭和37年自治甲公第10号。以下「運用方針」という。）第1章第2条関係第1項第2号の規定に基づき、さらに健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健康保険法」という。）における被扶養者の認定を参酌しているところであるが、その取扱いについては、個々の具体的事例により判断することとなるため、福井県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）の被扶養者の認定について公正、適正を期することを目的として必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準における用語の意義は、次の各号に規定するところによる。

- (1) 「子」とは、実子及び養子をいう。
- (2) 「父母」とは、実父母及び養父母をいう。
- (3) 「孫」とは、実子の実子、実子の養子、養子の実子及び養子の養子をいう。
- (4) 「祖父母」とは、実父母の実父母、実父母の養父母、養父母の実父母及び養父母の養父母をいう。
- (5) 「兄弟姉妹」とは、実父母の子である兄弟姉妹及び養父母の子である兄弟姉妹をいう。
- (6) 「3親等内の親族」とは、別表第1に規定する3親等内の血族及び姻族をいう。
- (7) 「組合員と同一の世帯に属する」とは、組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいう。ただし、勤務上別居を要する場合、又は転勤等に際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合には、同居していることを要しない。なお、同一世帯が条件の被扶養者が、施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、身体（知的）障害者授産施設、知的障害者更生施設等）に入所し、組合員が施設の費用等を負担しているなど、組合員が生計を維持している場合は同一世帯とみなす。

(書類の提出)

第3条 組合員は、被扶養者の認定等に係る申告に当たり、認定、喪失及び更新の事実が発生した場合は、被扶養者申告書にその扶養の実態を確認できる書類を添付し、速やかに所属所長を経由して組合に提出しなければならない。

2 組合は、前項に規定する扶養の実態を確認できる書類に不備がある場合若しくは扶養の事実疑義がある場合は、組合員に対し別途書類の提出を求めることができる。

(被扶養者の範囲)

第4条 被扶養者の範囲は、組合員の3親等内の親族であって、主として組合員の収入により生計を維持している者で次の各号に規定する者をいう。

- (1) 組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (2) 組合員と同一世帯に属する3親等内の親族で前号に規定する者以外の者
- (3) 組合員の配偶者で、届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その者の父母及び子で、組合員と同一世帯に属する者

- (4) 前号に規定する配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、引き続きその組合員と同一世帯に属する者
- (5) 前各号に規定する者のうち18歳以上60歳未満の者にあつては、通常稼働能力を有するものと考えられるので、次にアからエに規定する者で主として組合員の収入により生計を維持している者
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校並びに監督官庁の認定を受けている学校又は各種学校（就学1年以上のもの）の学生又は生徒（同法第44条、第45条、第54条及び第54条の2に規定する定時制課程の学生、通信制課程の学生、夜間課程の学生及び通信による教育を受けている学生を除く。以下同じ。）
 - イ 就労能力を恒久的に喪失した重度障害者
 - ウ 病気又は負傷のため療養中であり、就労能力を失っている者
 - エ 前各号に規定する以外の者については、扶養しなければならない事情が明らかである者

（被扶養者として認定されない者）

第5条 次の各号に規定する者は、「主として組合員の収入により生計を維持している者」に該当しない。

- (1) 他の共済組合の組合員、健康保険及び船員保険等の被保険者、後期高齢者医療制度の被保険者である者又は既にそれらの被扶養者に認定されている者
- (2) その者について当該組合員以外の者が、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）に規定する扶養手当（これに相当する手当を含む。）を勤務先等から受けている者（当該組合員が育児休業等を取得している場合を除く。）
- (3) 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、その組合員が主たる生計維持者でない者
- (4) 恒常的な収入が、運用方針第2条関係に規定する認定基準額以上である者
- (5) ワーキングホリデー、青年海外協力隊などで海外に渡航する者
- (6) 公的年金繰下げ待機期間中の者（未請求者を含む。）で、65歳時点で本来受給するはずであった年金を含む収入額が基準の180万円を超えている者
- (7) 組合員が世帯の主たる生計維持者ではない場合の組合員の別居の両親

（生計維持関係）

第6条 「主として組合員の収入により生計を維持している」ことの認定に関しては、一般職給与法に規定する扶養親族に係る扶養の事実の認定の例及び健康保険法における被扶養者の認定の取扱いを参酌して、総務大臣の定めるところにより行うものとし、次の各号に規定する条件を満たすと組合が認める場合とする。

- (1) 認定対象者が組合員と同一世帯に属する場合は、認定対象者の年間収入が130万円未満（60歳以上の者又は障害を支給事由とする年金受給者は180万円未満。以下「収入限度額」という。）であつて、かつ、組合員の年間収入の2分の1未満である場合は、原則として被扶養者に該当するものとする。ただし、認定対象者が、組合員の配偶者や18歳未満の子、第4条（5）に規定する者である場合は、生計維持関係を確認し判断するものとする。
- (2) 認定対象者が組合員と同一世帯に属していない場合は、前号に規定する基準を満たし、かつ、組合員が被扶養者の毎月の生活費として仕送りをしている場合は、原則として、被

扶養者に該当するものとする。

- (3) 前号に規定する仕送りは、次のアからエに規定する毎月の定期的な送金とし、手渡しやまとめた送金などは毎月の定期的な送金とはみなさないこととする。

ア 仕送り方法

金融機関からの送金又は現金書留によるものとする。

イ 確認書類

- ① 金融機関からの送金の場合、金融機関の振込受領書、ATMの利用明細書等とし、振込人と受取人の氏名、送金日、送金額が確認できるものとする。
- ② 現金書留の場合、現金書留封筒の写とし、差出人と受取人の氏名、受付日、送金額が確認できるものとする。
- ③ ①及び②に規定するもののほか、組合員から被扶養者へいくら送金しているかが客観的に確認できる書類の写とする。①及び②に規定するものが確認できない通帳の写等は確認書類と認めない。

ウ 仕送り額

月額5万円以上、かつ、認定対象者の収入の3分の1以上の送金を必要とする。ただし、認定対象者が父母等である場合は、当該父母等の収入を合算した額の3分の1以上の送金を必要とする。

エ 第4条第5号アに規定する学生又は生徒で進学による別居の場合は、仕送りの事実確認を必要としない。

- (4) 父母を扶養する場合は、配偶者を有する者（組合員の配偶者を除く。）については、配偶者との年間収入の合算額が下表を満たし、かつ、その合算額が組合員の年間収入の2分の1未満でなければならない。

認定対象者 その配偶者	60歳未満 限度額:130万円	60歳以上・障害年金受給者 限度額:180万円
60歳未満 限度額:130万円	260万円未満	310万円未満
60歳以上・障害年金受給者 限度額:180万円	310万円未満	360万円未満

- (5) 夫婦共同扶養の場合は、次のアからオに規定するところによる。

ア 扶養手当又はこれに相当する手当の支給を受けている方の被扶養者とする。

イ 被扶養者とすべき者の人数にかかわらず、年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとする。ウにおいて同じ。）の多い方の被扶養者とするを原則とする。

ウ 夫婦双方の年間収入が同程度（年間収入の差が1割以内の場合は同程度とみなす。エにおいて同じ。）であり、一方が健康保険等の被保険者であるとき、双方とも扶養手当等を受けていない場合は、対象となる者を税法上の扶養親族としている方の被扶養者とする。

エ 一方が国民健康保険の被保険者であり、組合員が扶養手当を受けていないとき、組合員の年間収入が一方と同程度以上であり、かつ、組合員が対象となる方を税法上の扶養親族としている場合に、組合員の被扶養者とする。

オ 主として生計を維持する者が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第

110号)第2条第1項の規定により育児休業等を取得した場合、当該休業期間中は、被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しないこととする。ただし、新たに誕生した子については、改めて上記ア～エの基準により認定手続きを行うこととする。

- 2 父母を扶養する場合は、原則として直系を優先とし、祖父母を扶養する場合は父母を、孫を扶養する場合は子を優先とする。
- 3 兄弟姉妹が父母や祖父母を共同扶養する場合は、第1項第5号の規定を準用する。

(扶養認定上の収入)

第7条 被扶養者認定の収入基準額として、収入限度額以上の収入がある者は、「主として組合員の収入により生計を維持する者」には該当しない。

- 2 運用方針第2条関係における所得とは、所得税法上の所得ではなく、扶養の事実が発生したときから将来に向かって恒常的に得ることが予測できる年間収入をいう。

(恒常的収入の取扱い)

第8条 恒常的収入の種類と取扱いは、次の各号に規定するところによる。

(1) 給与収入(給料、賞与、手当、賃金等)

給与収入は、諸手当(通勤手当等)、賞与を含めた所得控除前の総収入額とし、次のアからカに規定するところによる。

ア 被扶養者の認定基準としての収入限度額の取扱いについては、原則的には年額収入によるが、短期のアルバイトやパート等年額収入によりがたい場合は月額収入により、月額収入によりがたい場合は日額収入により判断することとする。この場合において、月額収入が108,334円以上(60歳以上の者又は障害を支給事由とする年金受給者にあつては150,000円以上)又は日額収入が3,612円以上(60歳以上の者又は障害を支給事由とする年金受給者にあつては5,000円以上)の収入がある者は、「主として組合員の収入により生計を維持する者」には該当しない。

イ 賞与、手当等の給料以外の給与が支給されている場合において、アに規定する年額収入によりがたい場合は、当該給料以外の給与を対象期間に按分して加算することとする。

ウ 給与のほかに収入がある場合において、アに規定する年額収入によりがたい場合は、イの規定を準用する。

エ 雇用契約の変更等により、収入が収入限度額を下回ることとなった場合は、原則として雇用形態が変更となった日の雇用契約等を確認する。

オ 就職の時点で収入が恒常的に収入限度額以上になることが見込まれる場合には、初月の収入は収入限度額未満であっても、就職日から被扶養者の資格を取り消すこととする。

カ 毎月の収入が3か月連続して108,334円以上となった場合は、収入限度額以上の収入が見込めるものと判断し、被扶養者の資格を取り消すこととする。

(2) 年金収入(老齢厚生年金、退職共済年金、恩給、障害年金、遺族年金、個人年金等)

所得税、介護保険料等控除前の総支給額とし、遺族年金、障害年金等の非課税所得も扶養認定上の収入とする。

(3) 事業収入(農業、小売業、飲食業、不動産経営等)

所得税法上の必要経費控除前の総収入から、別表第2に掲げる「扶養認定上控除できる必要経費」に限り、その実額を控除して得た額を収入とみなす。この場合における事業収入は、前年1年間の収入結果により判断する。ただし、当該認定対象者が厚生年金、健康

保険の強制適用となる法人の代表者等の場合は、被扶養者に認定できない。

(4) 預貯金利子、株式配当、有価証券利息等の収入

(5) 社会保険各法に基づく給付

雇用保険法に基づく失業等給付や健康保険法に基づく傷病手当金などの、社会保険各法に基づく給付についても収入とし、日額3,612円以上の場合、受給期間中は被扶養者に認定できない。ただし、雇用保険法に基づく失業等給付を受給する場合、退職から受給開始までの間に受給延長期間もしくは給付制限期間がある場合は、その間は被扶養者として認定できる。

(6) 組合において、前各号に準じる所得と認定した収入

(認定の効力)

第9条 新たに組合員となった者に被扶養者となるべき者がある場合には、その者が組合員となった日から、また組合員に新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合には、その事実が発生した日からそれぞれ認定の効力を生じるものとする。ただし、組合員となった日又はその事実の生じた日から30日以内に被扶養者申告がなされない場合には、その申告を受理した日(所属所の受付日)から認定の効力が発生するものとする。

2 前項に既定する「事実が発生した日」とは、次の各号に規定するものをいう。

(1) 新たに組合員となったときは、組合員となった日

(2) 出生のときは、出生した日

(3) 婚姻したときは、入籍日(届出をしていないが婚姻関係と同様の事情となる事実が発生した日)

(4) 会社等の退職により要件を満たすこととなったときは、その退職した日の翌日

(5) 同居により扶養事実が生じたときは、その同居した日

(6) 雇用保険等の受給を終了したときは、受給が終了した日の翌日

(7) 両親の一方が死亡したため、もう一方の親を扶養することとなった場合は、死亡した親の死亡日の翌日

(8) 雇用形態が正社員からパート等に変更となり、給与が収入限度額未満と見込まれるときは、健康保険喪失日(健康保険の適用がない場合は、雇用契約の変更日)

(資格の喪失)

第10条 被扶養者の資格は、その要件を欠くに至った日から喪失する。

2 前項に規定する「要件を欠くに至った日」とは、次の各号に規定するものをいう。

(1) 死亡したときは、死亡した日の翌日

(2) 離婚によるときは、離婚した日(事実上婚姻関係がなくなり生計関係をともしなくなった日)の翌日

(3) 年金受給開始により基準額を超過するときは、受給権発生月(繰下げの申出月)の翌月1日

(4) 年金額の改定等により基準額を超過するときは、当該年金等に係る改定月の初日

(5) 就職により健康保険等の被保険者となったときは、健康保険等の資格を取得した日

(6) 就職したものの健康保険等の被保険者とならないときは、就職日

(7) 雇用契約の変更により収入限度額を超過するときは、雇用契約の変更日

(8) パート等による収入が3か月連続で108,334円を超過したときは、3か月連続して108,334円を超過した月の翌月の初日

- (9) 事業収入が収入限度額以上となったときは、確定申告を行った日
- (10) 事業を開始したとき（個人事業を含む。）は、事業を開始した日
- (11) 第6条第4号に規定する社会保険各法に基づく給付（給付日額が3,612円以上）を受給するときは、受給開始日
- (12) 同居を条件とする被扶養者が別居したときは、別居した日
- (13) その他、生計維持関係がなくなった（組合が生計維持関係がないと判断した場合を含む。）ときは、生計維持関係がなくなった日

（有効期限の設定）

第11条 被扶養者の認定に当たり、次の各号に規定する場合には有効期限を設定することとする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校の学生（満18歳の達する日以後の最初の3月31日までの間にある被扶養者を除く。）の場合
- (2) 稼働能力を有する子及び孫等で、扶養しなければならない事情が明らかである者の場合
- (3) 雇用保険を受給する予定のある者で、待機期間及び給付制限期間中の者の場合
- (4) その他組合が必要と認める場合

（更新手続き）

第12条 被扶養者の資格は、認定基準を満たしていても生計状況が変更された場合には遅滞なく更新の手続きをしなければならない。

2 前項に規定する「生計状況が変更された場合」とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 満18歳の達する日以後の最初の4月1日に到達し、なお被扶養者の要件を備えている場合
- (2) 被扶養者である学生が進学、退学、休学及び留学等をした場合（前号に規定する場合を除く。）
- (3) 同居、別居の取扱いが変更になった場合（同居、別居の取り扱いについては、実態により判断するものとする。）
- (4) 収入限度額内で就職（第10条第2項第5号に規定する場合を除く。）、退職、年金の決定及び改定、社会保険各法に基づく給付の決定等があった場合
- (5) 前条に規定する有効期限が到達した場合
- (6) その他組合が必要と認める場合

（任意継続組合員の取扱い）

第13条 組合員が引き続き任意継続組合員となった場合、組合員のときから被扶養者であった者は、原則として引き続き被扶養者として認定するものとする。ただし、配偶者が他の共済組合の組合員、健康保険及び船員保険等の被保険者である場合の子及び孫等並びに稼働能力を有する子及び孫等の場合は、扶養能力の観点から、任意継続組合員となってからの収入により判断するものとする。

2 新たな被扶養者認定の取扱いについては、前項ただし書きの規定を準用する。この場合において「子及び孫等」とあるのは、当該対象者の続柄に読み替えるものとする。

(組合員等からの暴力を受けた者に係る被扶養者認定等の取扱い)

第14条 組合員等からの暴力を受けた者(以下「被害者」という。)に係る被扶養者認定の取扱いについては、「組合員等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について」(令和3年3月31日付事務連絡 総務省自治行政局公務員部福利課長通知)に基づき、次の各号に規定するところによる。

(1) 被害者に係る被扶養者認定の取扱い

ア 組合員等からの暴力を受けた被扶養者が、当該組合員の被扶養者から外れるに当たっては、組合員自身から被扶養者を外す届出がなされなくとも、被害者から、婦人相談所が発行する組合員からの暴力の被害を理由として保護した旨の証明書(以下「証明書」という。)を添付して被扶養者から外れる旨の申出がなされた場合には、被扶養者から外れることができるものとする。

イ 当該証明書において、当該被害者の同伴者についても同様の証明がなされている場合には、当該同伴者についても被扶養者から外れることができるものとする。

ウ 裁判所が発行する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号)第10条に基づく保護命令に係る書類や、配偶者暴力相談支援センター等の公的機関が発行する配偶者からの暴力の被害を理由として保護した旨の証明書についても、証明書と同様の取扱いとする。

(2) 被扶養者から外す際の手続き

ア 被害者から上記の申出がなされた場合には、組合員等の個人情報保護の観点から、当該組合員に対して、一定の期間を設けた上で、当該被害者を被扶養者から外す届出を組合員に行うよう指導する。

イ 一定期間内に当該組合員から当該届出がなされない場合には、当該被害者を被扶養者から外した上で、その旨を当該組合員に通知する。

ウ 当該組合員が組合員被扶養者証等を保有している場合には速やかに返納させる。

エ 被害者が被扶養者から外れた後に国民健康保険等に加入する場合には必要となる、被扶養者から外した旨の証明を、組合は被害者に対し文書をもって通知する。

オ 上記の取扱いに当たっては、被害者の居所などが配偶者である組合員などに伝わることをないようにするなど、被扶養者又は被扶養者であった者が被害者であることに十分配慮するものとする。

カ 当該組合員から被害者に係る被扶養者申告書が再び提出された場合には、被害者本人の意向を確認するなど、被扶養者認定について慎重に判断するものとする。

(3) 第三者行為による傷病についての保険診療による受診の取扱い

ア 被害者が被扶養者から外れるまでの間の受診については、加害者である組合員を法第50条に規定する第三者と解して同条の規定を適用し、被害者が損害賠償を受けるまでは、保険医療機関において組合員被扶養者証等を提示すれば、保険診療による受診が可能であるものとする。

イ 被害者が緊急的に受診せざるを得ない場合において、組合員被扶養者証等を所持しない場合においては、証明書の提示を受けることにより、当該被害者に対し、資格証明書を交付することができるものとする。

(被扶養者資格の検認)

第15条 被扶養者として認定されている者について、毎年実施する被扶養者資格調査により被

扶養者の資格確認を行うものとする。

- 2 前項に規定する被扶養者資格調査時に必要書類の提出ができないときは、原則として被扶養者の資格を取り消すこととする。

(被扶養者資格の取消及び給付の調整)

第16条 被扶養者資格調査により被扶養者としての要件を具備していないことが判明した場合は、その要件を欠くに至った日まで遡及して被扶養者の資格を取り消すこととする。

- 2 第10条第1項及び前項の規定より医療費等の返還が生じたときは、その全額を組合員に請求するものとする。
- 3 第10条第1項及び前2項の規定による被扶養者資格の取り消し及び医療費等の返還の効果は、所属所の共済組合事務担当課の受理日の属する月の初日から最大2年間まで遡及することとする。
- 4 被扶養者資格の取消事由が他の共済組合の組合員、健康保険及び船員保険等の被保険者となったことによる場合は、前項中「最大2年間」とあるのは「最大10年間」と読み替えて同項の規定を適用する。
- 5 前4項の規定に関わらず、被扶養者の年間収入は収入限度額未満であるが、第6条第1項第5号アからオに掲げる規定に該当しない場合は、民法上、夫婦間並びに未成年の子に対する親の扶養については非常に強い扶養関係として義務付けられているが、それ以外の親族の扶養の程度は、扶養義務者が2人以上いる場合において、扶養すべき者の順序については、当事者間の協議によることとされていることを勘案し、その事実が発覚した日以後に被扶養者資格を取り消すものとする。

(組合員被扶養者証等の返還)

第17条 この基準により被扶養者資格を喪失するときは、被扶養者申告書の提出と同時に組合員被扶養者証、高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証及び特定健診受診券を組合に返還しなければならない。

- 2 この基準により被扶養者資格を更新するときは、更新手続き完了後、速やかに更新前の組合員被扶養者証を組合に返還しなければならない。

(雑則)

第18条 この基準により被扶養者の認定を行うことが実態と著しく乖離したものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなると認められる場合には、その具体的事情に照らし、最も妥当と認められる認定を行うものとする。

- 2 組合は、扶養の実態を確認できる書類等に要する費用について負担しない。
- 3 外国に居住する者の収入限度額については、現地の生活水準、物価水準等を勘案し判断するものとする。
- 4 日本語以外の証明書には翻訳文を添付しなければならない。

附 則

- 1 この基準は、平成26年4月1日より施行する。
- 2 被扶養者認定に係る事業所得における「社会通念上、明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費」の基準（平成20年6月23日制定）並びに被扶養者認定取消に係る基準（平成20年11月7日制定）は廃止する。

附 則

この基準は、決裁日より施行し、平成28年10月1日から適用する。

附 則

この基準は令和3年8月1日から施行する。ただし、第14条の規定に関しては令和3年4月1日から適用する。

附 則

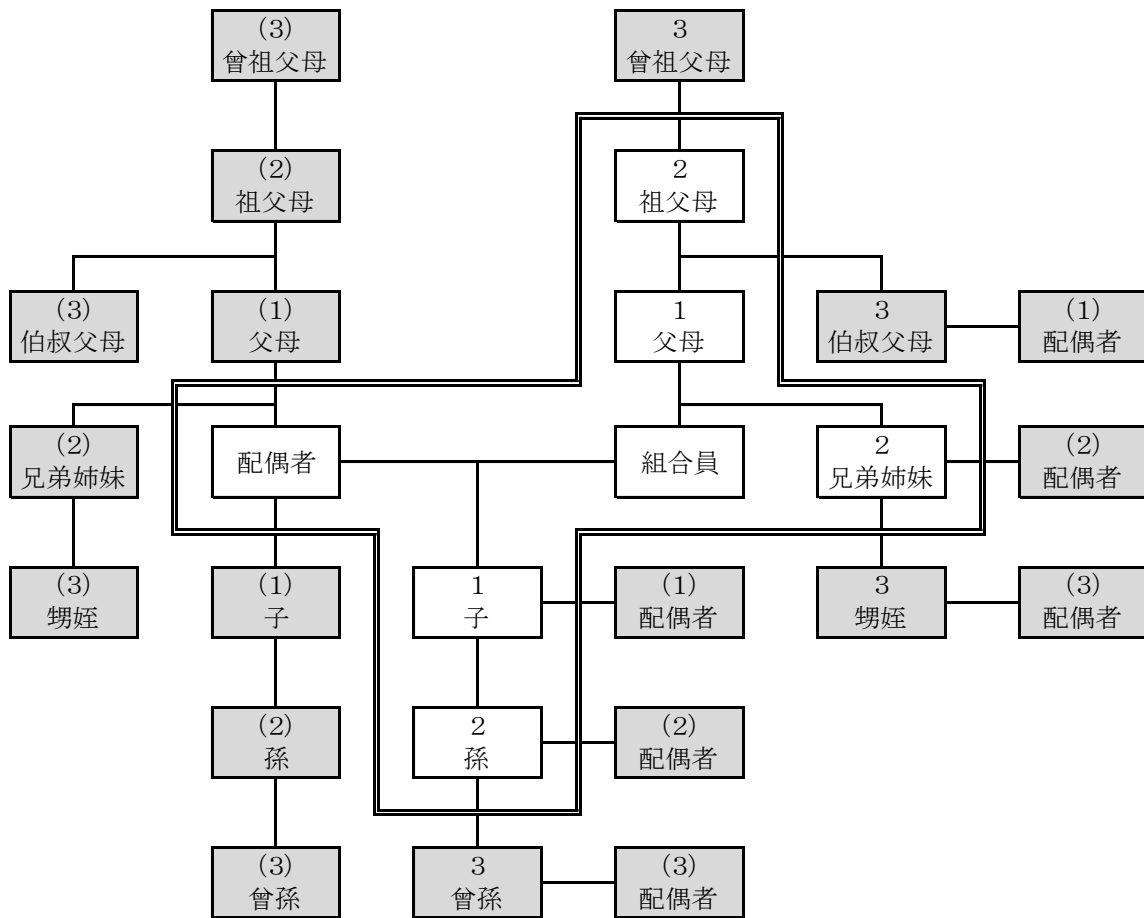
この基準は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は令和5年4月1日から施行する。

別表第1

三親等内親族図



(注) 1 二重線(＝)の範囲外の被扶養者は、同一世帯に属することを条件とする。

2 1、2、3の記号は血族の親等を示し、(1)、(2)、(3)の記号は姻族の親等を示す。

別表第2

【扶養認定上控除できる必要経費一覧】

< 事業・不動産など >

経費項目	判定
売上原価(仕入れなど)	認定
消耗品費	認定
光熱給水費	認定
修繕費	認定
荷造運賃	認定
地代・家賃	認定
減価償却費	否認
損害保険料	否認
給料・賃金	否認
貸倒金	否認
旅費交通費	否認
通信費	否認
接待交際費	否認
借入金利子	否認
福利厚生費	否認
広告宣伝費	否認
租税公課	否認

< 農業 >

経費項目	判定
種苗費	認定
素畜費	認定
肥料費	認定
飼料費	認定
農具費	認定
農薬・衛生費	認定
諸材料費	認定
ライスセンター使用料	認定
水利費	認定
小作費・賃借料	認定
土地改良費	認定
委託料	認定
動力光熱費	認定
荷造運賃	認定
修繕費	認定
減価償却費	否認
とも補償費	否認

※ 認定は控除可、否認は控除不可